

流山市第3次男女共同参画プラン

令和元年度事業実績一覧

企画政策課男女共同参画室

番号	基本目標	指標名	該当課	第2次プラン実績値		第3次プラン実績値					目標値	備考	
				H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	第3次プラン H27～R31		
1	I 男女共同参画への意識づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	企画政策課	22.8%	22.5%	21.4%	34.8%	35.2%	35.8%	32.1%	40.0%	まちづくり達成度アンケート	
2		「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合	企画政策課	13.5%	11.1%	9.2%	11.0%	9.8%	8.6%	7.9%	12%以下	まちづくり達成度アンケート	
3	II 男女共同参画への環境づくり	審議会等への女性の登用率	情報政策・改革改善課	28.3%	29.5%	34.4%	32.1%	31.4%	31.9%	31.8%	40.0%	附属機関対象	
			企画政策課	32.1%	32.2%	35.7%	35.4%	35.8%	37.5%	36.0%		附属機関等(執行機関を除く)	
4		女性のいない審議会	情報政策・改革改善課	11.8%	8.8%	9.1%	9.1%	8.3%	9.1%	5.9%	10%以下	附属機関対象	
5		家族経営協定締結数	農業振興課	1件	1件	1件	2件	1件	2件	1件	5件(累計)		
6		市女性職員の管理職への登用率	人材育成課	7.2%	9.7%	13.9%	16.1%	14.8%	16.6%	16.9%	年2%上昇	201人中34人	
7		III 男女がいきいきと暮らせる社会づくり	保育所等の確保方策人数 (通常保育事業(保育時間7時～18時))	子ども家庭課	2,794人	3,091人	3,725人	4,091人	4,797人	5,712人	6,132人	6,494人	()は、平成26年度までの次世代育成支援行動計画の指標名
8	ショートステイ(宿泊・日帰り)、トワイライトステイの確保方策人数 (トワイライトステイ事業)		子ども家庭課	1か所	1か所	170人	132人	167人	142人	230人	730人		
9	ファミリーサポートセンター会員の確保方策人数 (ファミリーサポートセンター事業)		子ども家庭課	1か所	1か所	1,214人	1,330人	1,517人	1,755人	2,036人	6,800人		
10	延長保育の確保方策人数 (延長保育実施施設数)		18時30分まで	1か所	0か所	1,461人	1,850人	2,225人	3,998人	4,125人	5,736人		
			19時まで	23か所	26か所								
			20時以降	15か所	16か所								
			21時以降	5か所	5か所								
			22時以降	4か所	2か所								
11	一時保育の確保方策人数 (一時保育実施施設数)		子ども家庭課	10か所	11か所	10,428人	12,421人	10,512人	11,310人	11,220人	25,250人		
12	病児・病後児保育の確保方策人数 (病後児保育実施施設数)		保育課	2か所	2か所	98人	129人	315人	369人	436人	2,400人		
13	地域子育て支援センター設置数		子ども家庭課	16か所	14か所	15か所	15か所	14か所	15か所	15か所	15か所		
14	学童クラブの確保方策人数 (学童クラブ設置数)		教育総務課	18か所	18か所	1,175人	1,215人	1,375人	1,635人	2,220人	2,185人		
15	デイケアセンター設置数		介護支援課	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	6か所	5か所		
16	短期入所生活介護定員数		介護支援課	139人	180人	208人	227人	201人	239人	212人	177人	介護保険サービス事業者情報及び県ホームページより算出	
17	短期入所療養介護定員数		介護支援課	2か所9床	2か所6床	2か所6床	2か所6床	2か所9床	2か所9床	2か所9床	2か所9床	空きベットにより対応可の為増の月もあり	
18	認知症対応型共同生活介護定員数	介護支援課	114人	114人	123人	123人	123人	123人	123人	123人			
19	介護老人福祉施設定員数	介護支援課	547人	547人	676人	776人	776人	876人	876人	876人			
20	介護老人保健施設定員数	介護支援課	252人	252人	252人	252人	252人	252人	252人	252人			
21	ケアハウス定員数	高齢者支援課	100人	100人	100人	100人	100人	100人	100人	100人			
22	男性が家事参画を十分行っている割合	企画政策課	20.2%	20.9%	20.4%	21.6%	19.2%	22.6%	24.9%	年3%上昇	まちづくり達成度アンケート		

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

(基本的課題) 男女の人権の尊重

評価：A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
男女共同参画をすすめる啓発活動の充実	1	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行います ・国、県等が主催する研修会に参加します	啓発紙「結ながれやま」の発行回数 国、県等が主催する研修会参加回数	年1回 年2回以上	企画政策課	広報ながれやまやホームページ等で、男女共同参画社会の実現に向けた情報を発信する。 また、啓発紙「結ながれやま」の発行を行う。 国、県等が主催する研修会に参加する。 ・千葉県主催の男女共同参画研修会等への参加 ・国立女性会館主催の研修会等への参加	広報ながれやま、市ホームページや市公式ツイッター等で男女共同参画講座等の情報発信を行った。 ジェンダーについて考えてもらうことを目的に、7月31日～8月6日まで市役所ロビーにおいて、パネル展「多様な性、知っていますか？」を開催した。 男女共同参画啓発紙「結ながれやま」の発行を多くの方に向けていただくため、前年度に発行した「結ながれやまV.O. 17」を各種講座等を開催した際に参加者に配布した。 また、市民からなる編集委員会を中心に作成した「v.o. 18」を3月に発行し市広報等で周知した。「結ながれやま」では男女共同参画の視点を持ち、多様な性に配慮して作成された防災カルタの記事や、SDGsについて掲載する等、多くの方に手に取っていただけるように工夫した。 研修会等への参加としては、県主催の男女共同参画研修会や独立行政法人国立女性教育会館主催の男女共同参画リーダー研修会等に参加したほか、国立女性教育会館主催の男女共同参画推進フォーラムに男女共同参画推進本部研究会委員及び事務局職員が参加し、知識の向上を図った。	A	広報やホームページ等を通じた男女共同参画に関する情報の発信や、各種啓発講座等の周知を行ったほか、パネル展や啓発紙の発行を通して、市民等に男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行った。また、職員が研修会等に参加することによって、男女共同参画への理解を深めることが出来た。
	2	社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等を開催します	社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等開催回数	年1回以上	子ども家庭課	年1回以上、児童館・児童センター等で子育てに関する講座等を開催し、男女平等意識の啓発と情報提供を行う。	6・9・10・1月に、児童館・児童センターで子育てに関する「パパとあそぼう」等の講座を幼児から小学生低学年の父と子を対象に開催したほか、9月18日には2歳児以上の親子を対象とした子育て講演会「親子ふれあい遊び」を開催し、男女平等意識の啓発と情報提供を行った。	A	講座等を通じ、子育てに関する情報の提供ができたことや母親だけでなく父親同士の交流も図れ、男女平等意識が強まった。
				年1回	公民館	親子で学べる食育講座や健康寿命に関する食育講座を実施し、年齢を問わず男女がともに料理や食について学ぶ機会を提供する。	親子向け講座は、6月23日に「パパと一緒に洋菓子作り」、12月21日に「パパと一緒に手打ちうどん教室」、2月9日に「バレンタインに和菓子を作ろう」を実施し、計32人の親子が参加した。また、旬の時期に自分でそばを打つことで日々の食を見つめなおすきっかけにしようと、11月21日に「そば打ち教室」を実施し、26人が参加した。	A	親子対象の料理講座は参加者は母親が多くなりがちだが、父親を対象にした料理講座を実施することで、父親も食について学ぶ機会を提供することができた。
	3	人権を無視した性意識を改めるためにメディアにおける社会的性別の存在を見直します				全課 企画政策課	関連情報の収集に努める。 市広報やホームページ等を通じて、メディアにおける社会的性別について周知する。	身近に隠れている「ジェンダー」に気づいてもらうことを目的に、啓発パネル展「多様な性、知っていますか？」を8月に開催し、当たり前だと思っていることが性別や偏見に繋がっていることについて改めて周知を図った。 ホームページにおいてメディアリテラシーについて情報提供を行った。 男女共同参画推進本部研究委員等に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を配布し、啓発を行った。	A
4	青少年社会環境浄化活動を展開し、有害図書等の撤去について、店舗への協力要請を行います	有害図書を陳列している店舗のうち、表示区分をしている店舗の割合	90%	生涯学習課	青少年の触れ合い運動（集会活動）である「全体のつどい」は今年度で一区切りとし、公民館「家庭教育講座」との共催で、文化会館にて実施する予定である。 社会環境浄化事業の一つである実行活動（店舗調査やまとめの会等）は地域密着型の活動として、青少年を取り巻く環境の把握に役立て、調査等の結果を地域に広く広報して啓発に努めることを目標としている。 また、「つどいの大会」における活動報告の方法や講演会の内容等をより充実させ、今後の健全育成活動に役立てる。	市内の店舗調査は67店舗で実施し、うち33店舗が有害図書を有し、閲覧禁止の表示は31店舗、区分けがされていない2店舗には協力要請を行った。 また、青少年の店舗利用状況調査を107店舗で実施し、うち104店舗からの利用状況アンケートの回答結果をまとめ、青少年ふれあい運動（集会活動）である「全体のつどい」において、参加者へ具体的な調査報告を行った。 「全体のつどい」では、市内各地区から総勢415名の参加を得ることができた。	A	調査結果や本運動（活動）の趣旨を青少年をはじめ、市民に広く啓発できたことから、A評価とする。	
男女共同参画に関する調査・研究及び情報提供	5	各種専門員の研修の充実を図ります	保育士の男女共同参画に関する研修等参加回数 各種専門員の男女共同参画に関する研修等参加回数	年1回以上	保育課	引き続き、各種研修会に積極的に参加することにより、男女共同参画への理解を深める。	保育に関する専門的な知識を高め、家庭との緊密な連携の下に子どもの発達に応じた保育を学ぶ「乳児保育担当者研修」や、保育所に求められる役割の重要性が増す中で、適正な保育所の管理運営を習得する「主任保育士研修」では、近年の保育行政を取り巻く諸問題において、子どもを保育する上では男女共同参画が重要であることについて学んだ。さらには、庁内で行われた男女共同参画職員研修会に保育士も参加することで、一人ひとりの意識の向上も図った。	A	各種研修等に保育士が参加することで、子どもの成長過程では男女区別なく育児を行うことの重要性等を学ぶことができ、これに伴い男女共同参画への意識の向上も図ることができた。
				年1回	子ども家庭課	県等が主催する研修会に積極的に参加し、相談員の資質の向上及び男女の人権の尊重意識の啓発を図る。	相談業務に関する研修に参加し、相談員の資質の向上を図った。令和元年10月に千葉県主催の「千葉県子育て支援員研修」に参加した相談員により、課内で男女共同参画等について意識の啓発も行った。	A	様々な研修の中で得られた知識を、各相談員及びケースワーカーで共有し、相談業務に生かすことができた。
					公民館	他市や県主催等の研修会にも参加をし、より一層の男女共同参画意識の向上を図る。	生涯学習専門員3名が市主催の「男女共同参画職員研修会」（11月11日開催）に参加した。また、文部科学省が主催する「全国家庭教育支援研究協議会」（2月18日開催）に、生涯学習専門員2名が参加した。	A	研修に参加することで、家庭教育等の生涯学習教育の中での男女共同参画の重要性を実感することが出来た。
	6	市民や職員の実態や啓発すべき事柄を的確に把握するため定期的に意識調査を行います	市民や職員の意識調査回数	年1回以上	企画政策課	毎年実施している「まちづくり達成度アンケート」において、市民意識の把握に努める。 また、講座や講演会を開催する時は、必ずアンケートを実施して参加者の意見の聴取、意識の把握を行い、今後の事業実施の際の参考にする。	「まちづくり達成度アンケート」に男女共同参画に関する項目を設けて、市民の男女共同参画に関する意識を調査した。 また、講座等を開催した際に参加者にアンケートを実施し参加者の意識把握に努めた。	A	引き続き「まちづくり達成度アンケート」や、啓発講座、職員研修会においてアンケートを実施し、意識の把握を行った。
	7	男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います	男女共同参画に関する情報提供	随時提供	企画政策課	男女共同参画社会の実現に向けた情報収集を行う。また、市民等に対し市広報やホームページ等を通じて随時情報提供を行い啓発に努める。 関係各課や職員に男女共同参画研修会等の情報提供を随時行う。	国（内閣府等）からの各種通知や県（県男女共同参画センター等）が発行しているメールマガジン「ちばの男女共同参画情報マガジン」等を活用し男女共同参画に関する情報の収集を行い、得た情報を必要に応じてホームページ等を通して周知した。流山市主催の男女共同参画講座だけでなく、県や他市が実施する講座等についても広報、ホームページ、シティセールスツイッターを通じて情報を提供した。	A	広報、ホームページ、シティセールスツイッター等を通じて随時情報提供を行い、男女共同参画の意識向上に努めた。
8	行政の刊行物「広報ながれやま」等に男女共同参画に関する啓発記事	広報に男女共同参画に関する	年2回	企画政策課	男女共同参画に関する情報について、「広報ながれやま」や市ホームページを通じて、市民等に対し随時情報提供を行い啓発に努める。	市主催の男女共同参画講座等の開催情報を広報やホームページ等で市民に案内したほか、県や他市が実施する講座等についてもホームページやシティセールスツイッターで周知を行った。また、「ワーク・ライフ・バランス」や「セクシュアル・ハラスメント」など、男女共同参画に関するキーワードごとにホームページで周知を図った。	A	広報、ホームページ、シティセールスツイッター等を通じて幅広く情報提供を行い、啓発に努めた。	

基本目標 I 男女共同参画への意識づくり

(基本的課題) 男女の人権の尊重

評価： A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
提供		に、男女共同参画に関する啓発記事を掲載します	する啓発記事掲載回数	以上	秘書広報課	引き続き、担当課からの広報への掲載依頼に対しては、紙面を調整し可能な限り広報ながれやまに掲載する。	昨年に引き続き、事業特集号（4月1日発行）で事業内容を紹介したほか、審議会や講座・講演会の開催情報を随時掲載した。また、3月21日号では、「女性の生き方相談」について告知したほか、市民編集員による男女共同参画情報紙発行を紹介した。	A	市民に対し、市の男女共同参画に関する情報を適宜提供することができた。
	9	庁内の配付文書や市民向け配付文書等を男女共同参画の視点でチェックし、見直しを図ります			全課 企画政策課	庁内配付文書や市民向け配付文書等に対し、男女共同参画の視点で可能な限りチェックを行う。また、国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の活用について、新規採用職員研修及び男女共同参画推進本部研究会を通じて庁内職員周知を行う。	内閣府男女共同参画局発行の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を新規採用職員や男女共同参画推進本部研究委員に配付し、各課でチラシ等を作成する際には男女共同参画の視点に立って作成するよう促した。また、庁内の配付文書や市民向け配布文書等に対し、可能な限り男女共同参画の視点でチェックを行った。	A	新規採用職員及び男女共同参画推進本部研究委員に対して、チラシ等を作成する際には男女共同参画の視点に立って作成するよう周知を行った。
	10	図書館の情報コーナーを更に充実します	男女共同参画に関する資料の受入れ	随時提供	図書・博物館	昨年度に引き続き、一般図書・児童書・参考図書など幅広く、男女共同参画資料の収集に努める。今年度も、「男女共同参画週間」に合わせて図書の展示を行い啓発に努める。	一般書架に男女共同参画コーナーを設置し、幅広く資料を購入し啓発に努めた。令和元年度は、全館で116冊の資料を受入れし提供した。	A	男女共同参画資料の収集を積極的に行った。

基本目標 I 男女共同参画への意識づくり

(基本的課題) あらゆる暴力の根絶

評価： A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
DV等女性に許さない意識をあらゆる暴力を	11	DV防止のための意識の啓発を行います ■広報等により情報を提供します ■DV防止のための講座や研修会等を開催します	DV防止の情報を広報等に掲載回数	年2回以上	秘書広報課	各担当課や関係機関からの要請に基づき、適時相談窓口案内を掲載する。また、引き続き「健康保健あんない」コーナーに、松戸健康福祉センター（松戸保健所）実施のDV相談情報を掲載する。	毎月1日号で集約掲載している「健康保健あんない」コーナーにおいて、松戸保健福祉センター（松戸保健所）が実施するDV相談を掲載し、相談窓口の周知を図った。また、流山市で実施している各相談についても、毎月1日号で周知を図った。	A	紙面を確保し、定期的な掲載を行い、相談窓口の周知を図ることができた。
					企画政策課	DV相談窓口情報等の周知を図ると共に、引き続き女性を対象とした相談窓口を開設する。	女性を対象とした相談業務「女性の生き方相談」を実施し、相談者の意向を尊重した上で、DV等で緊急保護等の必要が生じたときのために関係課と連携を図って対応に務めた。また、相談者の状況に応じて必要な情報を収集し提供に努めた。	A	女性を対象とした相談業務を実施し、女性相談員やカウンセラーが女性の抱える様々な悩みを傾聴し適宜助言等を行った。
			関係機関等との会議等での相談回数	年12回以上	高齢者支援課	引き続き、高齢者虐待防止ネットワークを活用し、関係機関との情報共有化等連携の強化を図っていく。	高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うための高齢者虐待に関わる関係機関及び民間団体の間の連携を強化するために、流山市高齢者虐待防止ネットワークを組織し、全体会1回、担当者会4回、研修会1回を開催した。	A	現在進行中事例について、関係機関からの専門的な助言を得た。また、さらなる高齢者虐待防止（早期発見）に向けて、課題抽出ができた。
			DV防止の講座や研修会開催回数	年1回以上	子ども家庭課	DV防止のための講座や研修会等の年1回の開催に努める。また、他課で開催するDV防止講座の周知活動をしていく。合わせて、広報誌でDV防止意識の啓発を行う。	講座や研修会は開催できなかったが、女性に対する暴力をなくす運動期間中には、広報を通じて各種DV相談機関の情報を掲載して周知した。また、自治会へDV予防のポスター掲示を依頼した。	C	講座や研修会の開催には至らなかった。
相談体制の充実及び関係機関との連携	12	緊急一時保護等についての情報の収集と提供に努め、広域的な取り組みを推進します ■SOS連絡先等の周知を図ります	緊急一時保護等についての情報収集と提供及び適切な保護の実施	随時	子ども家庭課	引き続き、緊急一時保護等について、関係機関との連携を密に図り、必要な情報収集と提供をするとともに、適切に保護を行う。	緊急一時保護の対応時においては、庁内では、社会福祉課、外部機関では、県のサポートセンターや警察と連携し、必要な情報の収集・提供をするとともに、適切な保護に努めた。	A	各々のケース状況を確認し、他部署、関係機関と連携を図り、適切な保護を実施できた。
					秘書広報課	引き続き、緊急一時保護等について、関係機関との連携を密に図り、必要な情報収集と提供をするとともに、適切に保護を行う。	相談受付に従事する職員はDVに関する相談があった場合の対応方法の理解を図り、速やかに関係機関に連絡できるように配慮した。	A	DVに関する相談に適切に対応できた。
					企画政策課	DV相談窓口情報等の周知を図ると共に、相談者に緊急一時保護等の情報の提供を行う。	女性を対象とした相談業務を実施し、相談者にDV等による緊急保護等の必要性が生じた時に備え庁内の子ども関係や生活支援等を担当する関係課と連携を図って対応に務めた。また、県の女性サポートセンター等相談窓口の情報を収集し、相談者への提供に努めた。	A	女性を対象とした相談業務を実施し、相談者の意向を確認した上で相談内容に応じて庁内関連部署と連携し、対応した。
					社会福祉課	関係機関との情報共有化等連携体制を密にし、保護事務の適正化を図るとともに、民生委員等のネットワークを活用し、市民からのSOSの声に対して機動的かつ適切に対応する。	DVが疑われる事例について、関係機関との連携を密にし、緊急一時保護等の対応により、今後の生活の見通しが見えない相談者に対して、速やかな生活保護制度の決定を行った。	A	必要に応じて、機動的な現場対応をすることができた。
					高齢者支援課	引き続き高齢者への虐待に対し、関係機関との情報共有化等連携の強化を図り、適切な保護を行う。	常に庁内関係各課はもとより、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、警察等の関係機関と連携を図り、必要な情報収集・提供等を行うとともに、事例発生時には迅速に対応できるよう体制を整えた。	A	事例発生時には迅速に対応し、必要な場合には適切な方法で保護を行った。
					高齢者なんでも相談室地域包括支援センター等における連携会議の回数	年12回以上	高齢者支援課	引き続き、地域の関係機関との連携強化を図る。	地域連携推進会議を各地域包括支援センターで、合計34回実施し地区社会福祉協議会・民生委員・自治会等の地域の関係者と顔の見える関係づくりを行い連携強化した。
	14	男女共同参画の視点に立った相談を行います ■相談員の研修を行います ■家庭教育相談 ■DV相談 ■セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談	DV被害者に対する支援	適宜	子ども家庭課	引き続き、配偶者暴力支援センター等関係機関と連携し、緊急避難時の手続等について支援する。	緊急避難が必要な被害者については、緊急一時保護と同様の対応を行った。避難に至らないケースについても、配偶者暴力支援センター等の関係機関と密に連携が実施できた。	A	各々のケース状況を確認し、他部署、関係機関と連携を図り、適切な支援を実施できた。
			相談員のDV研修等の参加回数	年1回	子ども家庭課	相談内容も複雑多岐にわたっているため、引き続き研修会等に積極的に参加し、相談員の資質の向上及び男女の人権の尊重意識の啓発を図る。	令和元年12月に開催された千葉県男女共同参画課が主催の研修に参加した。研修を通じて、知識の取得や研鑽を図り、相談員の資質や意識の向上に努めた。	A	多様化する相談事例に対応するため、研修に参加し、得た知識や情報を担当者間で共有をすることで、相談員の資質や意識の向上が図れた。
					秘書広報課	引き続き相談窓口を開設し、内容に応じた適切な対応に努める。	毎週月曜日に人権相談を開催し、DVを含めた相談の対応を行った。	A	年間を通し相談窓口を確保することができた。
					企画政策課	男女共同参画視点に立った女性の生き方相談を毎月第1、2、4金曜日に開催する。ホームページや周知カード等で市民に相談業務の周知を図る。より多くの方に相談の存在を知っていただくために周知の拡充を図る。	一般書架に男女共同参画コーナーを設置し、幅広く資料を購入し啓発に努めた。令和元年度は、全館で116冊の資料を受入れし提供した。	A	女性を対象とした相談業務を実施し、様々な方法で相談業務を行っていることを広く市民に周知した。相談内容によっては適宜関連各課と連携し、調整を図って対応した。
					市民課	引き続き増加傾向にある支援措置申出に対して、今後も相談機関とも十分な連携を図りながら、住民基本台帳法に基づき適切な運用に努める。	支援措置申出者に対し、住民基本台帳法に基づき相談機関等と連携を図りながら適切な運用を行った。	A	関係機関と連携を図り適切に運用することができた。
					社会福祉課	柏児童相談所等の関係機関との連携、情報の共有化を図るとともに、要保護児童対策協議会への情報提供等により突発的な事象への迅速な対応を図る。	毎月開催される要保護児童対策協議会に参加をし情報交換を行うとともに、医師会や警察等多岐に渡る関係機関と連携をして対応を行った。	A	必要に応じて、柏児童相談所や関係各課と連携をして、迅速な現場対応をすることができた。
		健康増進課	昨年度に引き続き、要保護児童対策協議会、個別支援会議等への参加を通じ適切な対応を検討するとともに、関係機関と連携し支援体制の整備に努めます。	地区担当保健師が把握したDVや虐待等が疑われる要支援ケースについて子ども家庭課と情報を共有し、要保護児童対策会議や個別支援会議、保健センターで実施している地区担当保健師との検討会の場を活用し、関係機関を含めて対応を検討した。	A	これまでの支援に加え、妊娠届出時に妊婦と面談することによって、支援が必要な妊婦に関しては、早期に関係機関と連絡を取り、連携をして支援を開始することができた。			

基本目標 I 男女共同参画への意識づくり

(基本的課題) あらゆる暴力の根絶

評価 : A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
			子育てについて気軽に相談できる講座等の実施回数	年12回以上	公民館	引き続き「子育てサロン」および「子育てママのセミナー」を実施し、その場を通じて男女がともに育児に参加できる家庭教育についての情報提供を行い、意識の啓発を図る。	気軽に子育ての不安や悩みを相談できる場として「子育てサロン」を市内各公民館で年間を通じて実施した。慣れない育児に不安を感じやすい0歳児の母親を対象にした「子育てママのセミナー」を市内6会場で実施した。また、双子・三つ子の親向けに「さくらんぼくらぶ」を市内3会場で実施した。その中で男女がともに育児参加できる家庭教育についての意識の啓発を図った。 ・子育てサロン（申込不要）中央公民館：毎週火曜日実施、中央公民館以外の各公民館：月1～2回程度実施、南流山福祉会館：毎月第3木曜日実施 ・子育てママのセミナー（要申込）公民館等市内6会場で実施、各会場3回コース ・さくらんぼくらぶ（要申込）初石公民館、南流山福祉会館、十太夫福祉会館で実施	A	親子で気軽に立ち寄れる「子育てサロン」を年間を通し定期的に開催したこと、及び、助産師や栄養士といった専門家に直接相談することのできる「子育てママのセミナー」を開催したことにより、子育て中の悩みや不安を相談する場を提供することができた。また、「さくらんぼくらぶ」は土曜・日曜に実施したこともあり、父親と子どものみでの参加など、父親も積極的に参加する様子が見られた。
相談体制の充実及び関係機関との連携	15	女性に対する暴力等について相談体制の充実を図ります ■配偶者暴力支援センター・児童相談所・警察・保健所・病院・地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります ■女性に対する暴力等についての相談窓口の充実を図ります	関係機関等との連携	適宜	子ども家庭課	引き続き、配偶者暴力支援センターや児童相談所等の関係機関との連携を密にし、女性に対する暴力等との相談体制の充実を図る。	各々のケース状況において、適宜必要に応じて、配偶者暴力支援センターや児童相談所等の関係機関との連携を密にして、女性に対する暴力等との相談体制の充実を図った。	A	関係機関との連携を密にし、各々のケースの相談対応を適切に実施できた。
					企画政策課	男女共同参画視点に立った女性の生き方相談を毎月第1、2、4金曜日に開催する。 必要に応じて関係各課と連携して対応にあたる。	毎月第1、2、4金曜日に「女性の生き方相談」を実施し、専門の女性相談員が女性の抱える様々な悩みを聴く中で、心身、経済等DVの恐れのある場合は必要に応じて、子ども家庭課や社会福祉課等と連携を図り対応した。	A	女性相談員による女性を対象とした相談業務を実施し、さまざまな悩みを抱える女性の声に耳を傾け、適宜助言を行うとともに、関係課へ繋ぐ等、状況に応じて対応することができた。
					市民課	引き続き増加傾向にある支援措置申出に対して、相談機関と十分な連携を図りながら、住民基本台帳法に基づき適切な運用に努める。	支援措置申出者に対し、住民基本台帳法に基づき相談機関等と連携を図りながら適切な運用を行った。	A	関係機関と連携を図り適切に運用することができた。
					高齢者支援課	引き続き高齢者への虐待に対し、関係機関との情報共有化等連携の強化を図り、適切な保護を行う。	庁内関係各課、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、警察等の関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図った。	A	関係機関との連携強化及び情報共有に努め、相談体制の充実を図った。
					高齢者支援課	高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を4か所から5か所に増やし、相談体制の整備及び関係機関との連携強化に努める。	平成31年4月1日に、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を4か所から5か所に増やした。また、全相談室の担当者で、毎月、対応事例を検討した。	A	市民の相談窓口を増やしたうえで、職員のスキルアップ、相談体制の整備及び関係機関との連携強化にも努めた。
					健康増進課	引き続き情報の共有に努めながら、相談窓口として相談を受けた際は、適切な部署に引き継ぎ、連携しながら支援を行って行く。	健診や訪問等健康増進課が関わる事業で相談を行った場合、子ども家庭課等必要部署に連絡し、連携を図り適切に対応を行った。	A	引き続き情報の共有に努めながら、相談窓口としての相談を受けた際は、連携しながら支援を行って行く。
	16(新)	関係機関と連携を図り、DV被害者に対し住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます			市民課	引き続き増加傾向にある支援措置申出に対して、相談機関とも十分な連携を図りながら、住民基本台帳法に基づき適切な運用に努める。	支援措置申出者に対し、住民基本台帳法に基づき相談機関等と連携を図りながら適切な運用を行った。	A	関係機関と連携を図り適切に運用することができた。
セクシュアル・ハラスメントの環境の整備	17	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います ■セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促します ■広報等により情報を提供します ■セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座や研修会等を開催します	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課	ハラスメント防止のための講座を開催し、ハラスメント防止に向けた啓発を行う。継続して女性相談を実施し、女性の悩みに丁寧に向き合う。	6月30日に「暴言の子どもへの影響～DV被害女性と子どもへの支援の現場から～」を開催した。 講座では、性暴力、身体的暴力はもとより、暴言やモラルハラスメントが及ぼす女性と子どもへの影響について知るとともに、DVは外からは見えにくく、被害を受けている状況から抜け出せずにいる女性や子どもがたくさんいること、支援の重要性を学ぶことができた。 「結ながれやまvol.18」に女性の生き方相談の案内を掲載したほか、周知カードを市内公共施設等に設置し相談窓口のPRに努めた。	A	講座を開催し啓発を図ったほか、面談及び電話による女性相談を実施するとともに、暴力等に悩む女性が気軽に行政にコンタクトを取れるよう周知に努めた。
			職員に対しセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修等開催回数	年2回					
	18	商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント等に関する情報の提供を行います	セクシュアル・ハラスメント等に関する情報発信回数	年1回以上	企画政策課	セクシュアル・ハラスメントに関する情報をホームページ等で随時提供する。	厚生労働省千葉労働局雇用環境・均等室にリンクを張り、職場の性差別やセクシュアル・ハラスメント防止の措置に関する情報提供を行った。	B	ホームページにおいて、厚生労働省雇用環境・均等室のハラスメント対策にリンクを貼り、情報提供を行ったが、商工関係団体に対して直接資料の配布は行えなかったため、B評価とした。
			商工関係団体にセクシュアル・ハラスメント等に関する情報の提供回数	年1回以上	商工振興課	引き続き、商工会議所への情報提供に努めていく。	商工会議所の各部会の総括である常議員会のほか、商業、工業、建設業、サービス業等の各部会、流山工業団地組合役員会に参加し情報提供を行った。	B	情報の提供により、事業者への一定の周知を図ることができた。
	19	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の対応充実を図ります	相談窓口担当者のスキルアップを図るための研修等開催回数	年1回以上	人材育成課	平成31年度は、ロールプレイ等の研修内容を充実させ、様々な事案に対応できるスキルを身に付ける。	課長級以上及び課長補佐級各課1名以上を対象に、令和元年11月8日に実施したハラスメント防止研修の中で周知し、職員の意識向上を図った。	A	研修アンケートの結果からも、理解度の高さが伺えた。管理職の立場にある職員に対し、職場におけるあらゆるハラスメント防止について、意識の向上を図るとともに、共通認識を持つ機会を提供できた。

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

(基本的課題) 男女平等教育・学習の推進

評価：A達成出来た Bどちらかというと達成出来た Cどちらかというと達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
男女共同参画に関する講座や講演会の開催	20	男女平等の視点に立った家庭教育に関する講座等を開催します	男女平等の視点に立った家庭教育に関する講座等開催回数	年1回	公民館	小中学生の保護者を対象とした「家庭教育講座」の中で、男女が共に育児に参加できるような場所や情報の提供を行う。	「家庭教育講座」で親子のコミュニケーション術等、男女が共に育児に参加できるようなテーマを取り上げ、参加者の意識の啓発を図った。また、一部の講座は平日ではなく土曜日に開催することで、父親も参加しやすいよう配慮した。	A	各講座の中で、男女が共に育児に参加できるような情報提供を適宜行うことが出来た。
	21	メディアリテラシーを養うための講座等を開催します	メディアリテラシーを養うための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課	メディアリテラシー関連情報の収集に努め、講座等を通じてメディアからの情報を上手に使いこなすような意識の啓発に努める。	啓発講座の中でテレビCM等メディアから発信される情報から社会的性別(ジェンダー)について触れたほか、ホームページに「メディアリテラシー」について掲載し、メディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、自身に必要な情報を選択し上手に使いこなすことについて情報提供を図った。	A	メディアからの情報等の中に潜む性的役割分担意識について講座等の中で触れる等、メディア等から得られる情報等を鵜呑みにするのではなく自分で判断し上手に付き合うことについて周知を図った。
			メディアリテラシーを養うための講座等開催回数	年1回	公民館	小中学生の保護者を対象とした家庭教育講座の中で、携帯・スマートフォンを主としたメディアを安全に使いこなす力を養う講座を実施する。	家庭教育講座の中で、子どもにとってのスマートフォンの問題を学ぶ講座を7回、青少年のインターネット依存の実態を学ぶ講座を1回、携帯・スマートフォンを安心安全に使用するための講座を1回実施した。	A	家庭教育講座を通して保護者、児童・生徒に学習機会を提供することができた。
	22	社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成のための講座を開催します ・社会的性別にとらわれない男女共同参画の考え方への理解を深める講座を開催します	社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成のための講座等開催回数	年3回以上	企画政策課	社会的性別の存在に気づく視点を養う講座や、男女共同参画の考え方への理解を深めるための講演会等を開催する。 ・ワタシへのごほうび講座 ・キャリア形成支援講座 ・女性のための課題解決セミナー ・男女共同参画啓発パネル展 等 男女共同参画週間記念講演会は、男女共同参画啓発を目的としていることから集客が多くなるような内容で実施する。	男女共同参画啓発や、女性リーダー育成のための講座、講演会を開催した。 ・子育て中の女性のエンパワーメントを図る「ワタシへのごほうび講座(全8回)」を5月16日から開催し、男女共同参画社会の現状をはじめ、複数の講師により様々なテーマで実施した。また、講座をワークショップ形式で行うことにより、受講生間のネットワーク作りも行えるようにした。 ・女性リーダー養成講座を開催し、女性が持っている能力を十分に発揮するために必要な情報を提供し、身に着けた力を生かす方法について考える機会を設けた。 ・男女共同参画週間記念講演会では、参加者を多く募り、ピアノコンサートを楽しみながら男女共同参画について考える場を設けた。 ・男女共同参画啓発パネル展では、「多様な性、知っていますか？」をテーマに性差別等について周知を図った。	A	男女共同参画啓発講演会や講座を開催し、多様なテーマを設定し、子育て世代の女性やキャリアアップを目指す女性、育児に携わる男性等、幅広い世代の方々に参加していただける講座の企画となるよう配慮した。実施した講座等ではアンケートを実施し、参加者からは、「最初の一步を踏み出せそう」、「こういう考え方もあることに気づかされた」、「有意義な時間を持てた」等前向きな意見が多く聞かれ、好評であった。
学校における児童生徒への男女平等教育の推進	23	教職員研修の充実を図ります ■男女共同参画社会基本法の周知を図ります ■男女平等の考え方への理解を深めます ■国・県等主催の研修会への参加を推進します	教職員に対し男女共同参画等への研修参加回数	年1回以上	指導課	人権教育に関する研修会を充実させ、学校・学級経営力の向上を推進する。	授業の中でどのように人権を取り上げていくかといった人権教育に関する研修会を行い、学級経営における多岐にわたる人権問題について研修を推進し、理解を深めることができた。	A	研修会への参加を通して、学校・学級経営の中で人権意識を高めるための学校教育計画を推進したため。
	24	教科・道徳の中で男女平等教育を推進します			指導課	男女共同参画社会の理解と推進のため、各教科等での取組を公開することを指導・支援し、啓発に努める。	道徳科、社会科、技術家庭科などの教科の取組の公開(授業参観)や各教科等の学習をとおして、男女共同参画社会の理解と推進のための指導・支援及び啓発に努めた。	A	各学校の道徳科の授業や公開授業のため、男女共同参画社会の推進をすることができたため。
	25	教育活動全体を通して、一人ひとりの個性や能力に応じた進路指導を推進します			指導課	児童生徒の多様な個性に応じた進路選択ができるように、キャリア教育計画を充実させる。講話や職業体験等の実体験をとおして学べる機会を増やす。	一人一人の社会的・職業的自立のための能力を育てるキャリア教育を踏まえた年間指導計画を作成した。小学6年生と中学2年生を対象とした、実体験を通して学ぶための講話や職業体験(職業体験、現場体験)の充実を努めた。	A	児童生徒の多様な個性に応じた進路選択ができるように、キャリア教育を各学校で推進することができたため。
	26	思春期における心身の機能の発達と心の健康についての保健指導の充実を図ります ■保健指導をはじめ、生命の大切さ等に関する認識を育てます	思春期保健に関する健康教育の開催回数	年1回以上	健康増進課	思春期保健についての知識の向上を目指すとともに、学校保健との連携継続・強化に努める。	千葉県立特別支援学校流山高等学園3年生を対象に年1回保健師による性教育を実施。また、流山市教育研究会にも参加し、情報共有を図った。さらに、市川市の養護教諭部会に参加し、教材作成のPRを行い実際の授業のデモを行った。	A	思春期保健について正しい知識の提供や普及啓発活動ができた。また、学校保健の現場で起きている健康課題や問題を共有することができ、学校保健と地域保健の在り方を一緒に考えることができた。
					指導課	市内各小中学校で各教科等での指導の充実を図るとともに、生命尊重についての指導を推進する。	保健体育の授業や道徳科の充実を図るとともに、理科、生活科や総合的な学習の時間による体験的な活動を伴った生命尊重の教育(助産師による講演「命の講座」等)を実施した学校もある。	A	生命尊重に繋がる教科等をとおして、自他ともに命の尊さや命を大切にすることを実感しながら学ぶことができたため。
27	人権尊重の視点に立った保健指導の充実を図ります ■教職員の保健指導に関する研修の充実を図ります ■発達段階に応じた保健指導を実施します			指導課	教職員の指導力向上研修として、「道徳教育推進研修会」を実施する。また、発達段階に応じた保健指導の充実を図る。	教職員の指導力の向上の研修として、「道徳教育推進研修会」を実施した。また、引き続き発達段階に応じた保健指導の充実を図った。	A	教職員の指導力の向上に向けた研修会を実施及び授業をとおして児童生徒にも啓発することができたため。	
育・る庭学男や習女地の平域推等に進教お	28	保護者会等を通して、男女平等教育に対する保護者の理解を深めます	保護者会等での男女平等教育に対する説明回数	年1回以上	指導課	人権教育全体計画の充実を推進し、保護者会や学校だよりをとおして、男女平等意識の醸成に努める。	保護者会や学校だよりをとおして、学校長の講話の中で人権等に触れるなどの男女平等意識の醸成に努めた。	A	学校が進めている人権教育の一環として、男女平等意識を育むための取組を進めることができたため。
	29	個性や能力に応じた進路のあり方について、保護者会等を通して家庭に働きかけます			指導課	キャリア教育を踏まえた横断的な年間指導計画を作成する。意図的・計画的に一人一人に応じた進路指導についての周知を進路保護者会、三者面談等で努める。	職場体験等のキャリア教育を踏まえた複数の教科にまたがる横断的な年間指導計画を作成し、意図的・計画的に生徒一人一人に応じた進路指導についての周知を進路保護者会、三者面談等で進めた。	A	キャリア教育の計画に沿って、意図的・計画的に個々に応じた進路指導を進めていることを周知することができたため。

基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

(基本的課題) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

評価：A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
女性の参画促進	30	各審議会等における男女の委員割合が4割を下回らないようにします	審議会等への女性登用率	40%	審議会等を所管する関係各課	引き続き目標値40%達成のため、新たに委員の選任をしている審議会を所管する課等に審議会指針の周知を図っていく。	審議会委員の選任にあたっては、女性の登用率40%達成のため、通知や照会の際に合わせて周知を図った。 補助金等審議会は、委員総数7名のうち3名が女性(43%)となっている。	C	審議会指針に則り、積極的に女性の登用を図るよう周知できた。 補助金等審議会においては、目標値40%を達成した。
	31	女性のいない審議会等をなくします	女性のいない審議会の割合	10%以下	審議会等を所管する関係各課	審議会を運営している課に対し、引き続き積極的な女性委員の採用を促し、女性委員のいない審議会がさらに減少するよう努める。	補助金等審議会 委員総数7名のうち3名が女性(43%)	A	公募を含め、女性委員の登用を図った。(財政調整課)
	32	市政への参画に関する情報を提供します	市政への参画に関する情報提供回数	年2回以上	企画政策課	広報紙等で市民に市政への参画に関する情報の提供を行う。	審議会等の開催情報を広報やホームページに掲載し、周知を図った。企画政策課以外でも本議会や委員会の議会の傍聴、パブリックコメント等の市民参加手続きの実施、審議会委員の募集等、市民の市政への参画の機会を設けている。	A	市民に審議会の開催等の情報等を提供し、市政への参画を促した。
女性管理職の積極的登用の促進	33	商工関係団体等に女性の管理職への登用を働きかけます			企画政策課	市内の企業等が、社員いきいき元気な会社企業宣言をするよう働きかけを行う。	平成23年度に流山市建設工事総合評価一般競争入札特別簡易型において、女性雇用についての項目を設け、この制度を引き続き活用している。 2月に流山市商工会の会議の中で男女共同参画についての講話の機会を設け、市内事業者に対し女性を採用することの利点や働き続けることのできる職場づくり、多様性に配慮した職場の施設整備の重要性について啓発を行った。	A	商工団体向けの啓発の場を設定し、女性活躍推進法や多様性に配慮した職場づくりについて啓発することができた。
					商工振興課	引き続き女性の創業及び管理職登用に関する情報を市民及び商工会議所等に提供していきます。	創業スクールでは、基礎編24名、応用編10名の女性が受講(参加)し、創業に向けた準備を進めている。	A	創業支援制度の広報及びHPでの周知に加え、関係機関へのチラシ配架、SNSの活用により、より多くの市民等に情報提供を行った。
	34	女性職員の管理職への登用を推進します	市女性職員の管理職への登用率	年2%上昇	人材育成課	今後はワークライフバランス研修やキャリアデザイン研修を充実させ、管理職昇格意識向上の後押しをしていく。	ワークライフバランス及びキャリアデザイン研修を実施し、管理職昇格意識の向上に努めた。 学校(県職)から教育委員会に出向する教員を除けば、女性管理職数は、平成28年度末27人、平成29年度当初31人、平成30年度当初29人、平成31年度当初33名、令和元年度当初34名と増加傾向である。	C	課長昇任研修の女性受講者数は平成28年度2名、平成29年度3名、平成30年度0名、令和元年度1名とあまり増加していない。
女性人材の育成	35	政策・方針決定過程への参画に向けた人材を発掘し登録します			企画政策課	女性が自身の能力を発揮し、地域や職場で活躍できるような講座を企画する。	女性活躍講座やキャリア形成支援講座等、自身の能力に気づくと同時にエンパワメントを図る講座を実施した。	B	様々なライフステージにある女性を対象に幅広い啓発を行うことはできたが、県の女性人材リストへの新規登録には至らなかった。
	36	能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等を開催し、支援します	能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等開催回数	年2回以上	企画政策課	ワタシへのごほうび講座や女性のための課題解決セミナー等、女性の活躍を後押しするような講座を開催する。 ホームページ等を通じ、女性が自身の能力を発揮、開発する一助となるような講座等の情報提供を行う。	ワタシへのごほうび講座(全8回)、キャリア形成支援講座(全3回)、リーダー養成講座(全6回)等を開催し、男女共同参画の視点をもった女性育成に向けた支援を行った。ごほうび講座修了生がキャリア形成支援講座を受講する等、スキルアップを望む女性の段階に応じ継続した講座を展開できた。	B	講座を通じて、子育てで一時離職し、再就職やキャリアアップ、仕事と子育ての両立を望む女性を支援することで、人材の育成を図った。講座では、参加者が自分の適性を知り、自分らしい働き方を見つける手助けとなるような内容を提供できた。 今後は、庁内向けに情報提供する必要がある。
	37	女性職員へのフォローアップを行います	女性が生き生きと働ける職場づくりのための研修会等開催回数	年1回以上	人材育成課	意識改革は概ね図られているが、予算上、限られた研修項目の中で、随所に男女共同参画の内容を取り入れられるよう受託会社と協議していく。	キャリアデザイン研修やワークライフバランス研修を勤続年数10年、20年ごとに分け、男女共同参画の内容を取り入れ実施し充実を図った。	B	勤続年数10年、20年の職員を対象としており、参加者は女性職員だけではないため、女性職員への十分なフォローアップとしては研究が必要である。
経営・起業・商業に社会参画の女性促進	38	経営に必要な資格、技能取得に関する情報を提供します	農業経営に関する情報提供回数	年1回以上	農業振興課	昨年度同様、県主催の講習会への参加を呼びかけ、農業者への情報提供に努める。	県主催の農業経営改善講習会に参加し、市内農業者への情報提供に努めた。	A	県主催の講習会への参加を農業者に呼びかけ、効率的な経営に必要な技術習得に努めた。
					商工振興課	引き続き、国や県、関係機関等から情報を収集し、商工会議所等に情報を提供していく。	国、県はもとより、千葉県信用保証協会や野田地域職業訓練センター等の関係機関が実施する経営に必要な資格、技能取得等に関する各種セミナーの情報を商工会議所に情報提供した。	A	商工会議所の各部会の総括である常議員会をはじめ、各部会に参加し、情報提供を行った。
	39	農業技術経営講習会等を開催します	農業技術経営講習会等開催回数	年1回以上	農業振興課	女性農業者に対して女性農業者経営講習会を開催し、参加人数増を目標とする。	市内女性農業者を対象に、「直売所向けの品種(春蒔き野菜)の栽培」について講演会を行い、知識習得とキャリア向上に努めた。(2月18日開催、24名参加)	A	講演会を行い、知識習得とキャリア向上に努めた。
	40	家族経営協定の締結を促進します	家族経営協定の締結件数	年1件以上	農業振興課	昨年度同様、家族経営協定の締結に結びつくよう努める。	令和元年度10月に1件の農業経営体において家族経営協定を締結した。	A	1件の家族経営協定を締結した。

基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

(基本的課題) 地域における男女共同参画の推進

評価：A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
地域活動における男女共同参画の推進	41	地域団体に女性役員の拡充を働きかけます			企画政策課	広報等で市民に対し、地域活動における男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同参画啓発紙、「結ながれやまvol.18」で、近年各地で起こった震災等を経て、災害の場における女性の視点の重要性が叫ばれる中、男女共同参画の視点を持ち、多様性に配慮し、市民団体が作成した防災カルタを取り上げ、作成するうえで工夫した点や作成した団体の活動内容等を紹介した。情報紙講座を開催し、自治会やPTA活動などの会報紙等作りに役立つノウハウを提供する機会を設けた。	A	「結ながれやま」で地域で活躍する女性を取り上げ、その活動を紹介するとともに、新たに活動に参加する方を呼びかけた。取材を通じて実際に地域で活躍する方の生の声や実態を知ることができた。
	42	地域活動における性別役割分担の見直しを働きかけます ■男女共同参画に関する情報を提供します	男女共同参画に関する情報提供回数	年2回以上	企画政策課	広報等で市民に対し、地域活動における男女共同参画に関する情報提供を行う。	10月から6回の連続講座として女性活躍講座「女性リーダー養成講座」の中で、地域活動における女性の役割や地域における女性リーダーの必要性等を学ぶ講座を実施した。	A	地域活動における男女共同参画の視点の重要性について、周知を図ることができた。
			市広報等による地域活動の情報提供回数	年2回以上	コミュニティ課	市広報や市民活動推進センターが定期発行する広報誌等で、女性が活躍する市民活動団体についての情報提供を行っていく。	市広報や市民活動推進センターが定期発行する広報誌にて、女性が活躍する市民活動団体についての情報提供を行うと共に、企画政策課から提供された男女共同に関する催事や啓発資料を市民活動推進センターへ配架した。	A	情報提供を行うことにより、女性が地域活動へ参画するきっかけ作りを行うことができた。
	43	自治会等に人材の育成を働きかけます	自治会懇談会での情報提供回数	年1回以上	コミュニティ課	引き続き、関係部署等と連携を図りながら男女共同参画に関する情報を自治会に向けて発信していくよう努めていく。	「自治会のお悩み解決懇談会」と題する、役員のなり手不足や加入者促進対策を主なテーマとしたワークショップ形式の懇談会を令和2年1月25日に開催した。	A	参加者同士の意見交換を通じて、円滑な自治会運営に際しての気づきを得るワークショップ形式の懇談会としたことで、各自治会の状況に基づいた取り組み方を共有できた。
	44	市民の地域活動への参加を促します	市広報等による地域活動の情報提供回数	年2回以上	コミュニティ課	引き続き、市民活動推進センターと連携し、子育て中の女性や子育てをしながら働く女性を側面から支援する市民活動団体の設立及び事業継続に対し支援していくとともに、市広報等に当該団体の活動内容を掲載するなど情報提供に努めていく。	市民活動推進センターと連携し、子育て中の女性や子育てをしながら働く女性を側面から支援する市民活動団体の事業に対し補助を行うと共に、市広報等に当該団体の活動内容を掲載するなどの情報提供に努めた。	A	市民活動団体の事業についての補助を通じた支援や、活動内容の情報提供により、女性が地域活動へ参画するきっかけ作りを行うことができた。
				高齢者支援課	女性リーダーの減退を招かないよう、引き続き老人クラブ連合会の女性役員増員の推進に努める。年10回程度行われる東葛飾老連や県老連の女性リーダー研修会を始めとした各種リーダー研修会への女性の参加を働きかけ、女性リーダーの育成を図る。	老人クラブ連合会への補助を通じて各種リーダー研修会への女性参加を働きかけ女性役員の増員及び増進に努めた。また、シルバー人材センターや地区社会福祉協議会、ふれあいの家等の関係する地域活動団体においても女性リーダーが育つよう努めた。	A	シルバー人材センターでは今年度から女性部会を立ち上げ、女性会員ならではの働き方を発掘し女性会員の増員に努めている。また、ふれあいの家開設に関心のある女性に対して積極的に相談に乗り開設につながるよう努めた。	
男女共同参画における防災の推進	45	地域における防災活動についても、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進し、人材の育成を働きかけます	自主防災組織の女性参画意識の啓発	通年	防災危機管理課	引き続き、防災講話等を通じて、地域の防災活動における女性の参画の重要性と人材の育成について強く働きかける。	防災講話の内容については、自主防災組織等からの要望等もあるため、すべての場においてではなかったが、防災活動における女性の参画の重要性について意識啓発できた。流山市防災会議委員は、6名の女性委員を委嘱している。	B	過去の災害時における女性及び男女共同参画の視点の欠如から、女性の参画の重要性について防災講話等の参加者に一定の理解が得られている。
	46(新)	地域防火診断への女性の参加を促進します			予防課	単身高齢者世帯防火診断を実施する際に、女性消防部へ同行を依頼する。	単身高齢者世帯防火診断を令和元年11月から令和2年2月までの間で4回実施した。(訪問世帯数459世帯)	A	全ての訪問に女性消防部が参加し、実施できた。

基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

(基本的課題) 就業及び職場における男女共同参画の推進

評価：A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
ワーク・ライフ・バランスの推進	47	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指し、講座等を開催します	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指す講座等開催回数	年1回	企画政策課	男女がともに働きやすい職場環境を整えるために、女性活躍推進計画の策定を目指す。	女性活躍推進計画の策定を目指し審議会を開催、検討を行い、次期男女共同参画プランに位置付けることができた。また、2月に商工関係団体向けに、事業者が男女とも働きやすい職場環境を整えることの重要性等についての講話の機会を設けることができた。	A	次期男女共同参画プランに女性活躍推進計画を位置付けることができた。男女共同参画に関わる商工関係団体等を対象とした啓発の機会を設けることができた。
					商工振興課	国、県との連携による子育てママの再就職支援及び事業者への働き方改革に関する情報提供を行う。	ハローワーク松戸と共催で「子育てママが働ける会社説明会」を9月に実施し、参加事業所は8事業所、参加者は12名。	A	子育て中の女性が働きやすい再就職支援や情報提供ができた。
	48	ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発をします	ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発回数	年1回以上	企画政策課	ホームページで、ワークライフバランスに関する情報の提供を行う。	ホームページにワーク・ライフ・バランスのページを設け、国の「仕事と生活の調和推進サイト」を通じて情報提供を行った。また、講座等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行った。	A	意識啓発の一つとして講演会等を通じて自身の働き方や家族との関係、家庭での役割分担などを今一度見直す機会を提供することができた。
女性の就職支援・再就職	49	公共職業安定所と協力して就業相談を行います			商工振興課	男女特に女性に関する働き方改革の必要性について市内事業者へ国や県用の助成制度等をホームページで情報の提供を行う。	働き方改革関連の情報をホームページの掲載やパンフレットを地域職業相談室に配架し、情報提供に努めた。	B	働き方改革関連の情報の周知に努めた。
	50	出産や育児を理由に退職した女性の再就職のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び講座を開催します	女性の再就職のための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課	働きたいと考えている女性のための講座を開催する。	「私へのごほうび講座」では子育て中の女性が一步踏み出すために必要なスキルや心構え、「自己尊重トレーニング」と題した女性活躍講座では仕事を継続していく中での様々な困難との向き合い方などを取り上げ、女性が子育ても仕事もあきらめない働き方等について情報提供を行うことができた。参加者からは、「悩みの解決につながった」、「最初の一步を踏み出せそう」等の前向きな感想が多く寄せられた。	A	自身の求める生き方、生活とのバランスを取りながら働くために必要な知識や考え方、自身との向き合い方等について、グループワーク等を通じて、自身で考え一步踏み出す機会となるような講座を開催できた。
			女性の再就職のための講座等開催回数	年1回以上	商工振興課	市の就労支援セミナー企画運営事業での「子育てママ向けセミナー」を開催する。また、県ジョブサポートセンター及び野田市と共催し、ワーク・ライフ・バランス情報を含めた女性向けセミナーの開催を予定している。	市の就労支援セミナー企画運営事業で子育てママ向けセミナーを9月と1月に開催し、また、県ジョブサポートセンター及び野田市と共同で女性のための再就職支援セミナーを1月に開催した。	A	セミナーを開催し、女性のための再就職支援や子育て中の女性向けのハローワークマザーズコーナー等の最新情報を提供することができた。
男女共同参画意識の啓発	51	就業及び職場における固定的な性別役割分担の見直しを図ります ■男女が共に働きやすい職場環境をめざし、情報提供や講演会等を開催します	就労の場における固定的な性別役割分担を見直すための情報提供回数	年1回以上	企画政策課	固定的役割分担を見直すための情報提供を行う。	男女の固定的役割分担意識の見直しを図るため、講座や講演会で意識改革に努めた。事業者を対象とした講演会では、働く女性の増加に伴い、男女ともに働きやすい職場づくりの重要性について周知を図った。また、職員を対象とした研修会を開催し、男女共同参画施策の変遷と社会全体や男女間の意識の変化について学び、意識の向上を図った。	A	夫婦で参加できる講座等を通じて男女がともに協力して家事・育児をすることの大切さについて啓発することができた。
			女性農業者の経営参画意識向上に向けた研修会等開催回数	年1回以上	農業振興課	現在の農業経営を更に展開できるよう、農作物の栽培方法や直売経営に関する視察研修を行う。	女性農業者を対象に視察研修会を開催し、参加者が今後の経営に役立つ栽培技術について情報の取得に努めた。(6月11日開催、ほのぼの芦田農園、JA西印旛 農産物直売所 やおばあく 12名参加)	A	今後の農業経営に役立つ栽培技術等の情報の習得に努めた。
					商工振興課	引き続き、就労に向けてのタイムリーな情報提供及び職場環境の見直しに関する情報の提供を行う。	国等の情報をホームページに掲載し、就労支援セミナー参加者や商工会議所等には、パンフレットでの情報提供に努めた。	B	国等の情報の支援に努めた。
	52	商工関係団体等に法律セミナー等の開催を働きかけます			商工振興課	働き方改革関連法に関する最新情報を商工関係団体及びホームページで提供する。	商工会議所等で働き方改革関連のパンフレット等を配布し情報提供に努めた。	A	商工会議所をととして、市内事業所への情報提供に努めた。
	53	商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会を開催します	商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会開催回数	年1回以上	商工振興課	引き続き、男女共同参画室等と広範囲での周知方法を検討する。	2月に男女共同参画室が商工会議所を通じて行った事業所向けの啓発機会の支援や啓発資料等の情報提供に努めた。	A	商工会議所をととして、市内事業所への情報提供に努めた。
企画政策課					男女がともに働きやすい職場環境を整えるために、女性活躍推進計画の策定を目指す。	2月に商工会議所を通じて事業者の方に直接、男女共同参画についての啓発の機会を設けることができた。その中で男女がともに働きやすい職場づくりの必要性について伝えることができた。また、女性活躍推進計画の策定に向け審議会を開催し検討を行い、次期男女共同参画プランに位置付けることができた。	A	男女共同参画に関わる商工関係団体等を対象とした講話の機会を設定できた。女性活躍推進計画を次期男女共同参画プランに位置付けることができた。	
	54	商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図ります			商工振興課	引き続き、女性向け支援を実施する。	商工会議所の常議会等でパンフレット等を配布し情報提供に努めた。	A	商工会議所をととして、市内事業所への情報提供に努めた。
					企画政策課	商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図る。	ホームページを通じて育児・介護休業制度について情報提供を行った。また、2月に実施した商工関係団体向けの啓発の場で男性も女性も育児・介護をしながら働き続けられる職場づくりの大切さについて啓発することができた。	A	ホームページを通じて仕事と育児の両立のための情報を提供したほか、商工団体向けにも男性の育児休暇取得促進等について啓発を行うことができた。
	55	公共職業安定所等と協力して法律や制度を周知します			商工振興課	引き続き、情報提供に努める。	国からの法律や制度に関する情報をホームページ掲載やジョブサポート流山に資料を配架し、情報提供に努めた。	A	最新情報の提供に努めた。
		商工関係団体等に社会的性別の視点			商工振興課	引き続き、情報提供に努める。	国からの法律や制度に関する情報をホームページ掲載やジョブサポート流山に資料を配架し、情報提供に努めた。	B	国等からの情報の提供に努めているが、男女共同参画を前面にとらえた内容のものは少なく、男女共同参画も含まれることを前提に情報提供に努めた。

基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

(基本的課題) 就業及び職場における男女共同参画の推進

評価：A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
男女の機会 の平等と 公平な待 遇の確保	56	について働きかけます ■国、県の動向を踏まえ就労の場における実態の把握に努めます			企画政策課	男女共同参画に関する情報の提供を実施する。	2月に実施した商工関係団体向けの啓発の場で、男女共同参画の視点から就労の場における男女ともに働きやすい職場環境づくりに必要な情報を提供できた。	A	厚生労働省や千葉労働局のから就労の場に関する情報を男女共同参画の観点から周知することができた。
	57	商工関係団体等に、働く男女が法律や制度を生かせる職場の雰囲気づくりを働きかけます			商工振興課	引き続き、情報提供に努めるとともに働き方改革での支援情報をホームページ等での周知に努める。	国からの法律や制度に関する情報をホームページ掲載やジョブサポート流山に資料を配架し、情報提供に努めた。また、市の創業支援事業の中で、テレワークに関する創業スクールを開催した。	A	関連施設及び関連機関へ広告物等の配架を依頼し情報提供に努めた。また、働き方改革の一環としてテレワークを学ぶ機会を提供することができた。
					企画政策課	広報ながれやまやホームページ等で、男女共同参画に関する情報提供を実施する。	商工団体向けに男女共同参画の視点から就労の場における女性活躍推進法の改正に関連した情報の提供ができた。	A	商工関係団体向けに啓発を行ったほか、事業主向けに男女共同参画局や厚生労働省ホームページにリンクし、情報提供を行った。
	58	働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報の収集と提供を行います ■妊娠、出産に関する母体保護について周知します ■妊産婦の健康管理について周知します	働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課	広報ながれやまやホームページ等で、男女共同参画に関する情報提供及び働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報提供を実施する。	ホームページを通じて働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報の提供に努め、妊娠・出産といった自身の環境の変化の中で仕事を継続するための情報等を周知した。	A	妊娠・出産を経て子育てと仕事の両立を目指す女性を支援する情報をホームページに掲載したほか、啓発講座では出産後の職場復帰までの心構えなどについて取り上げた。
					健康増進課	おおたかの森市民窓口センターで、引き続き、母子健康手帳交付時の専門職による面談を実施し、情報提供を行う。働く女性が参加しやすいよう、両親学級を土曜日に年6回開催する。	土曜日に開催している両親学級の実施プログラムを工夫し、なるべく多くの参加者を受け入れるように実施体制を見直した。そのことにより参加者数の増加につなげることができた。令和元年10月から母子健康手帳の交付窓口で専門職を配置する場所を1か所増やした。引き続き土曜日に開設して、働く女性にも交付しやすい環境を提供している。	A	両親学級の土曜日開催では、パートナーの同伴で参加する妊婦の割合が高いため、妊婦のニーズに答えることができた。土曜日に面談を行える体制になり、働く妊婦に妊娠・出産に関する支援について情報提供することができた。
	59	育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行います	育児休暇・介護休暇に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課	広報ながれやまやホームページ等で、育児休暇・介護休暇に関する情報の収集を行うとともに、随時情報提供をする。	情報の収集に努め、市ホームページに育児・介護休業法のページを設け、厚生労働省ホームページをリンクして、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス、イクメンプロジェクト等の仕事と育児または介護との両立支援について情報提供を行った。	A	ホームページ等で、育児休暇・介護休暇に関する情報の提供を行った。
					人材育成課	要綱の改正に係わらず、当該ハンドブックの周知を図る。	妊娠から出産を経て、復職までの必要な情報や、男性が取得できる育児関係休暇等について掲載した、「職員のための子育て応援ハンドブック」をグループウェアの電子書庫に掲載し、周知を図った。	A	平成29年12月に「職員のための子育て応援ハンドブック」の改訂を行い、常に最新の情報を掲載するなど、情報提供に努めている。
					健康増進課	相談や事業、母子健康手帳発行時等の機会を利用して情報提供に努めるとともに、ポスターやチラシの設置を継続し、育児休暇・介護休暇について、引き続き周知を図る。	育児休暇に関しては、両親学級などの事業や母子健康手帳交付時の専門職による面談を通して、情報提供を行った。また、介護休暇に関しても、窓口にチラシを置くことなどにより周知した。	A	育児休暇については、働く女性のみならず、男性についても、育児休暇取得を検討する機会の提供及び情報提供ができた。介護休暇については、ポスターの掲示やチラシにより周知に努めた。
	60	商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報を提供します	商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報提供回数	年1回以上	商工振興課	引き続き、商工会議所等との連携に努める。	創業に興味を持つ女性を対象にした女性向け創業支援のPRや商工会議所等と連携し、経営や財務等の操業に欠かせない知識を学ぶ創業塾を開設した。	A	商工会議所との連携により情報提供に努めた。
			女性の能力の活用に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課	関係する情報を、広報ながれやまやホームページ等で随時提供する。	ホームページを通じて改正女性活躍推進法について周知を図ったほか、商工関係団体向けに女性の活躍のための職場づくりについて講話を行い啓発を図った。	A	商工関係団体向けに直接啓発する機会を設けることができ、事業者の方に男女共同参画についての意識の向上を促すことができた。

基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

(基本的課題) 子育てにやさしいまちづくり

評価：A達成出来た Bどちらかというと達成出来た Cどちらかというと達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業名	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
家庭における男女共同参画の促進	61	男女が共に責任を担う家事・育児・介護等に関する意識の啓発を行います ■男女共同参画を進めるための講座等を開催します ・男性が家事・育児・介護等に参画するための講座等を開催します	男女が共に責任を担う家事・育児・介護等に関する意識啓発回数 男性が家事・育児・介護等に関する講座等開催回数	年2回以上 年1回以上	企画政策課	子育て中の夫婦を対象とした講座を開催し、家庭における男女共同参画を考える機会を設ける。	子育て中の夫婦を対象とした講座「パパスクール2019」を開催し、男女が共に協力し責任を担う家事・育児について考える機会を提供した。また、男女が相手の立場を尊重し、仕事と家庭生活を両立できるようにするための心構え等についても参加者同士で意見交換の場を設けた。	A	子育て中の夫婦を対象とした講座の実施により、家事・育児を男女共同参画の視点を持ち、行うことの必要性について考える機会を提供できた。
	62(新)	男性が育児に参加するための講座等を開催します	男性が育児に参加するための講座等開催回数	年7回	公民館	学校が夏休み、冬休みとなる期間を中心に、親子が共に楽しむことのできる講座を各種企画し、実施する。	「夏休み親子チャレンジ教室」等、土日に講座を行うことで親子（特に父親）が参加しやすい環境を整えた。 ・さくらんぼくらぶ 5回 ・夏休み親子チャレンジ教室 2回 ・パパと一緒に洋菓子作り 1回 ・パパと一緒に手打ちうどん 1回 ・子育てコンサート1回	A	父親と子どもを対象にした食育講座を昨年度より1講座増やしたことで、父親の参加が増加した。また、その講座に参加した父親が、他の親子対象の講座にも参加する等、父親が育児に参加するきっかけとなっている。
子育て支援の充実	63	低年齢児受け入れ枠の拡大、延長保育の拡大、一時保育の多機能化を図ります			保育課	引き続き、低年齢児の保育所入所を増やし、受け入れ枠拡大に努める。	認可保育所10箇所（分園2箇所を含む）を整備し、定員増2箇所を合わせて、合計708名の受け入れ定員の増加を図った。	A	保育所の定員増により、低年齢（0・1・2歳）の受け入れ枠の拡大を図ることができた。
	64	保育所待機児童の解消に努めます	待機児童の解消のため、保育所整備を推進	待機児童ゼロ	子ども家庭課	認可保育所は、流山おおたかの森地区に新設5施設、運動公園周辺地区に2施設、南流山・木地区に3施設整備を行い、小規模保育事業所は、保育需要の高い流山おおたかの森地区及び南流山地区に整備を行う。	認可保育所は、流山おおたかの森地区に5施設、運動公園周辺地区に2施設、南流山・木地区に3施設整備を行い、小規模保育事業所は、南流山地区に2施設整備を行った。	A	当初の計画とおり、認可保育所10施設、小規模保育事業所5施設を整備できたため
	65	ファミリー・サポート・センター事業を推進します	相互援助活動を推進するとともに、必要な時に利用しやすい様に会員数を増やす	前年度の5%増加	子ども家庭課	引き続き、2か所（江戸川台・おおたかの森）の窓口で周知を図るとともに、研修等を開いて会員増加に努める。	地域の子育て援助に興味がある方や、ファミリーサポートの利用を検討している方の子育て支援提供活動説明会を3回実施し、会員数は、2,036人となり、昨年度より増加した。	A	新規登録者向けや、提供・両方会員への研修会を実施したことにより、前年度より、会員数が16.01%増加した。
	66	児童館の機能の充実を図ります	学童向けの事業のほか、乳幼児・親子向けの事業など様々な活動・イベントの実施回数	月15回以上	子ども家庭課	児童向けの事業だけではなく、乳幼児がいる親の交流の場となるよう、各年齢に応じたイベント等を実施し、児童館・児童センターの機能の充実を図る。親子向けの事業には、父親の参加も呼びかけていく。	利用者の声を取り入れながら、午前中は乳幼児向けの活動やイベントを、放課後は学童向けの活動やイベントを7カ所すべての児童館・児童センターで実施した。 また、おおたかの森センターでは、大ホールの広さを利用して親子ふれあい遊びを実施した。	A	各年齢に合わせた活動を行い、児童館機能の充実を図った。また、様々なイベントを通じて、父親同士の交流も図ることができた。
	67	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報を提供します	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報提供を行います。	「パパスクール2019」を開催し、男女が互いを尊重しながら対等に意見を言い子育てを行うことで、一人で抱え込まない子育てについて情報提供を行った。夫婦で参加できる講座としたことで、男女が協力して子育てをするための必要性について啓発を行うことができた。	A	講座を通じて男女共同参画の視点に立った子育ての情報を提供できた。
	68	男女共同参画による育児・保育教室を開催します	男女共同参画による育児・保育教室を開催回数	年1回以上	子ども家庭課	男女共同参画の視点に立ち、母親や父親に対して育児・子育て講座等を開催し、男女共同意識の啓発と情報提供を行う。	利用者の声を取り入れながら、親子で参加できる講座、父親も参加できる講座等を実施した。また、7カ所の児童館・児童センター及び15カ所の地域子育て支援センターで、女性ということだけではなく、父も母も分け隔てない相談対応を行っている。	A	父親も参加できるイベント等（パパとあそぼう、親子ふれあい遊び）を実施するとともに、育児・子育て等に関する相談を随時行なった。
	69	審議会等の子どもの一時預かり等の推進をします			企画政策課	引き続き、審議会等開催時に子どもの一時預かりや一時保育が活用できることを市民に周知する。	審議会委員等を公募する際には、子どもの一時預かりが利用できることを市民に周知している。令和元年度に開催された審議会のうち1審議会でも一時保育の利用があった。	A	審議会等への子どもの一時預かりや講座や講演会時の一時保育の推進は図られている。
子育て相に於ける情報提供	70	社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った家庭児童相談を行います ・家庭児童相談員等の社会的性別にとらわれない男女平等意識の醸成を図ります	社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った家庭児童相談等の実施回数	適宜	子ども家庭課	引き続き、各種研修等に積極的に参加し、社会的性別にとらわれない視点で相談対応を行う。	国や県で実施する「母子・父子自立支援員連絡協議会」や、「家庭児童相談員研修」等の研修会に積極的に参加し、社会的差別にとらわれない相談者の個々の状況や事情に応じた相談を実施した。	A	社会的性別にとらわれることなく、その方にとって必要であるという視点に立って相談業務を行っている。
	71	両親学級等を開催します	両親学級等を開催回数	年36回	健康増進課	働く女性やそのパートナーも参加しやすいように、引き続き土曜日に両親学級を年6回開催し、出産後の育児や子育て支援の情報提供の機会とする。	両親学級の土曜日開催では、パートナーの同伴で参加する妊婦の割合が高いため土曜日に開催している両親学級の実施プログラムを工夫し、なるべく多くの参加者を受け入れるように実施体制を見直した。そのことにより参加者数の増加につなげることができた。	A	働く女性やパートナーが参加しやすいように、土曜日に両親学級を開催していることにより、多くの方に参加してもらうことができた。
	72(新)	子育てに関する情報の提供を行います	子育てに関する情報の提供回数	適宜	子ども家庭課	引き続き、おやこあんしん相談窓口等において子育てに関する情報提供を実施する。また、ホームページや広報等においても子育てに関する情報提供を適宜実施する。	子育てガイドブックやホームページ、広報等で子育てに関する情報を発信しているほか、おやこあんしん相談の相談回数も昨年度より増加した。	A	妊娠、出産から健診や予防接種、保育サービス、各種手当、相談窓口等、多岐にわたる子育てに関する情報を分かりやすく提供できた。

基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

(基本的課題) 安心して暮らせるまちづくり

評価：A達成出来た Bどちらかというと達成出来た Cどちらかというと達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援	73	男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識の啓発を行います	男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識の啓発	年2回以上	企画政策課	男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識啓発を行う。	啓発講座「パバスクール2019」を実施し、夫婦が協力し責任を分かち合いながら子育てを行うことが、子どもにとっても良い効果をもたらすことについて啓発を図ることができた。ホームページで育児・介護休暇やイクメンプロジェクトについて情報提供を行い、意識啓発に努めた。	A	講座等を通して、男女が協力して家事育児に取り組む必要性について啓発を行った。令和元年度に実施したまちづくり達成度アンケートでは、74.6%の方に、「男女とも仕事をもち、家事育児も共同で行うことがよい」と回答をいただいている。
			男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識の啓発	年1回以上	高齢者支援課	ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の男女が安心して暮らせる環境を構築するため、引き続き緊急通報装置の設置、布団乾燥サービス、住宅改造費の助成、訪問理美容サービス、外出支援サービスを実施するとともに事業周知を図る。	緊急通報装置の設置、布団乾燥サービス、住宅改造費の助成、訪問理美容サービス、外出支援サービス等の各種サービスについて事業の周知を図るとともにサービスの提供により在宅生活の支援を行い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の男女が安心して暮らせる環境整備に努めた。	A	各種サービスについて、広報・ホームページ、高齢者向けサービス一覧やチラシ等による情報提供及び事業周知に努めた。
			介護予防教室等における男性の参加割合の増加	男性の参加割合3割	高齢者支援課	引き続き、介護予防についての普及啓発を行い、女性だけでなく、男性の参加を促していく。	広報やパンフレットの作成及び配布、介護予防教室の実施を通して男女ともに介護予防の普及啓発を実施した。	C	市主催の介護予防教室においては参加者の比率は男性が25%であった。
	74(新)	ひとり親家庭等への医療費の助成を行います	ひとり親家庭等への医療費等の助成回数	年12回	子ども家庭課	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に係る医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の困難を抱えている人への経済的負担の軽減を図る。	毎月、ひとり親家庭等に対する医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図った。	A	年間約2,700万円の医療費助成を行い、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減が図れた。
	75(新)	幼稚園に通園されている保護者に対し助成を行います	幼稚園に通園されている保護者に対する保育料等の助成回数	年1回	保育課	引き続き、幼稚園の保育料に係る助成を行うと共に、10月から幼児教育・保育料の無償化を図り、保護者の経済的負担の軽減を図る。	幼稚園を利用している児童がいる世帯の保護者に対し、令和元年9月までは、私立幼稚園就園奨励費を支給し、令和2年3月までは、幼児教育・保育の無償化を実施し保護者の経済的負担の軽減を図った。	A	保育料の助成及び無償化を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。
	76(新)	生活保護を受けるための相談をします			社会福祉課	様々な課題を抱え、解決の糸口を求めて来所される相談者に対しては、専門の相談員が相談者に寄り添う形で真摯に対応する。社会資源の活用が可能な場合は、当該支援機関に繋げるとともに、保護の要件を満たしている要保護者に対しては、スムーズな申請に向けた支援を行う。	専門の相談員2名を配置し、相談者の立場になり状況を把握したうえで、必要に応じて他法他施策等の活用を助言した。また、相談者の保護申請の意思が確認された時には、申請者の負担が少なくなるように、必要最低限の手続きにて申請受付を行い、年間218件の申請書の受理を行った。	A	相談者の保護の要否に関わらず、困った時には迷わず再度相談するよう助言した。
	77(新)	市営住宅入居のための相談をします			建築住宅課	年3回市営住宅（借上げ住宅含む）入居募集を行い、広報がれやま及びホームページにより情報提供を行い、窓口においても相談を行う。	今年度は、2回の市営住宅入居募集を広報及びホームページにより情報提供を行い、窓口においても入居相談を行った。相談の内容に応じて、関係課と連携し対応した。	A	入居募集の相談にとどまらず、相談内容により、適宜、福祉関係部署等と連携し、相談、案内等の対応ができた。
高齢期を生き生きとしたため男女が安心して暮らせる	78	介護保険事業の普及啓発を図ります	介護支援サポーター制度の登録者数	前年度10%増加	高齢者支援課	昨年度に引き続き、男女ともに介護支援サポーター登録者の増加を目指し、周知を図っていく。	今年度における介護支援サポーターの登録者は91名増えて724名であった。そのうち男性261名、女性463名であり、その内男性は登録者の約36%となっている。	A	登録者数は昨年と比較して約15%増加し、また、男性割合も増加した。
	79	介護予防教室を開催し、介護への理解を深めます	介護予防教室の開催回数	年7回以上	高齢者支援課	引き続き、介護予防教室を開催し、介護予防への理解を進めていく。	介護予防教室の5回コースを4回実施し、「ながいき100歳体操」を通し介護予防の普及啓発を実施した。また、幅広い世代に「ながいき100歳体操」の普及啓発を行うために流山市民まつりに体験ブースを出展し、体験会を実施した。	A	計20回の介護予防教室により延べ619名の参加者へ、市民まつりにおける体験会では124名の参加者へ介護予防の普及啓発を実施できた。
	80	高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進します	市広報誌による自治会活動の情報提供回数	年4回以上	コミュニティ課	引き続き、高齢者等が家に閉じこもらず地域で交流を行う事業を実施する市民活動団体への補助を行うとともに、市広報や市民活動推進センターの広報誌に活動内容を掲載し、情報発信に努めていく。	市民活動団体が行う、高齢者等のコミュニティ作りと食事・生活リズムの改善を掲げる事業に対し補助を行うと共に、市広報や市民活動推進センター広報誌、及び事業実施地域への自治会回覧等を通じ、その活動を支援した。	A	高齢者等が地域で交流するきっかけ作りに寄与することができた。
「高齢者ふれあいの家」の新規開設数			1か所以上	高齢者支援課	引き続き、開設に向けた周知及び既存施設の情報提供に努め、地域交流の推進を図っていく。	高齢者ふれあいの家開設希望者及び既開設者への支援を通じて、地域交流の場であるふれあいの家の増設に努めた。	A	高齢者ふれあいの家が3か所増え、地域交流を推進した。	

基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

(基本的課題) 生涯を通じた健康づくり

評価：A達成出来た Bどちらかという達成出来た Cどちらかという達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業内容	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
健康増進への支援	81	女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行います	女性特有の集団がん検診時における講座回数	年40回	健康増進課	引き続き20、30歳代の女性を中心に、チラシやパンフレットの配布や母子保健事業の実施時に、保護者への検診啓発を行う。集団検診においては、職員の知識の向上を図り、丁寧な健康教育や健康相談を実施する。	1歳6か月児健診、3歳児健診及びこんには赤ちゃん訪問等にて、保護者に対して女性の健診をPRするチラシを配布し、健診の受診勧奨を行った。また、集団健診において、健康教育や健康相談を実施した。職員は乳房自己検診法の検診法研修に参加した。	A	女性に向けたチラシの配布及び検診のPR等、予定していた事業を実施できた。
	82	男女ともに生涯を通じた健康支援を行います	健康に関する講座（健康教育）の開催回数	年1回以上	健康増進課	母子保健事業の実施時に配布物を活用し、保護者の検診の重要性について積極的な啓発を行う。成人検診においては、がんを主とした健康教育を実施し、健康相談への呼びかけや個別の健康支援等、寄り添った対応を実施する。	1歳6か月児健診、3歳児健診の際に、保護者に向けて検診の案内を行い、情報提供及び受診申込者の増加に努めた。各種がん検診においては、対象者に合わせた健康教育を実施すると共に、個別相談による対応を行った。	A	チラシやパンフレットの配布及び各種がん検診の啓発を行った。また、集団がん検診においては、健康教育の内容に関する個別相談の対応をし、正しい知識の普及に努めることができた。
	83	健康相談等を実施します	健康に関する相談の実施回数	年1回以上	健康増進課	引き続き、各種事業や来所、電話等での個別の相談に対し、心身の健康増進に関する個別の健康相談を実施する。	がん検診時に健康相談コーナーを設ける等、各種事業において相談しやすい環境づくりを行った。	A	個々のニーズや状況に合わせた健康相談が実施できた。
心健と康体への発達と意識の浸透	84	HIV/エイズや性感染症に関する正しい情報を提供します	性感染症に関する健康教育の開催回数	年1回以上	健康増進課	引き続き、健康教育等での性感染症等の正しい知識の普及啓発に努める。学校保健主事部会への参加等、関係機関との情報共有や連携をとりながら実施する。	特別支援学校において2回性教育を実施し、その中で性感染症等の正しい知識の普及に努めた。また、パンフレットの配布等の実施により知識の普及啓発に努めた。	B	健康教育の中で正しい知識の普及及び関係機関への情報提供に努めたが、学校保健主事部会には参加できなかったため。
	85	ネット犯罪に巻き込まれないための講座等を開催します ■生命の尊さなど、家庭や地域における家庭教育の充実を図ります	ネット犯罪に巻き込まれないための講座等開催回数	年1回	公民館	小中学生の保護者を対象とした家庭教育講座の中で、携帯・スマートフォンを主としたメディアを安全に使いこなす力を養う講座や、思春期の心身について学ぶ講座を実施する。	家庭教育講座の中で、ネット依存や携帯・スマートフォンの安全な使用について学ぶ講座を計9回実施した。また、助産師を講師に思春期の心身や命の大切さについて学ぶ講座を計4回実施した。	A	家庭教育講座を通じ、保護者、児童・生徒に学習の機会を提供することが出来た。
	86	母子保健に関する健康相談、健康教育の充実を図ります	育児相談回数	年24回	健康増進課	子どもの心と体の発達に関する相談を通して、母の育児不安を軽減できるようにする。相談があったときには、迅速かつ丁寧な対応を心掛ける。健康に関する正しい知識を提供する。	育児相談を3か所で実施した。また、育児相談の日時以外にも、市民からの母子保健に関する相談には、適宜電話や訪問等で対応した。また、子育て支援センターや保育所等母子保健に関する健康教育の依頼に応じて、積極的にニーズに合わせた教育を行った。	A	母子保健に関する相談や教育を適切に実施できた。

基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

(基本的課題) 推進体制の強化

評価：A達成出来た Bどちらかというと達成出来た Cどちらかというと達成できなかった D達成できなかった

施策の方向	事業No.	事業名	指標項目	目標数値	担当課	令和元年度事業予定	令和元年度事業実績	評価	評価理由
庁内推進体制の充実	87	庁内推進体制をより一層強化します			企画政策課	男女共同参画審議会や庁内組織である推進本部において、プランの推進体制の強化を図る。全職員が男女共同参画の視点をもって業務を行うよう研究会を通して周知する。	庁内組織である推進本部研究会において、次期男女共同参画プランにおける各課の取組について検討し、推進本部幹事会へ提案を行った。また、内閣府男女共同参画室が作成した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を配布し、周知を図った。	A	市長を本部長とし部局長職により組織する本部会、課長職により組織する幹事会、若手職員等により組織する研究会からなる推進本部を設置し推進体制の強化を図っている。次期男女共同参画プランの策定にあたり、各課の取組について女性職員が37.5%を占める推進本部研究会から幹事会へ提案を行うことができた。
	88	市職員に女子差別撤廃条約・男女共同参画社会基本法の周知を図ります	新規採用職員に男女共同参画社会基本法等の研修を実施	年1回	企画政策課	新規採用職員に男女共同参画社会基本法等の基礎知識や男女共同参画社会づくりのための課題等についての研修を実施する。	新規採用職員を対象に、女子差別撤廃条約、男女共同参画基本法、男女共同参画計画、流山市の男女共同参画プラン等についての研修を実施し、仕事を遂行する上での男女共同参画の視点の重要性について講義した。	A	男女共同参画基本法等、男女共同参画に係る基本的事項について周知を図った。
	89	市職員の男女共同参画に関する研修等の充実を図ります	市職員に対し男女共同参画に関する研修会を実施	年1回	人材育成課 企画政策課	研修一括委託契約上、限られた研修数であるため、男女共同参画に特化して行うことが難しいことから、各研修の中に盛り込んで実施していきたい。 市職員に対し男女共同参画に関する研修会を実施する。	入庁年数ごとのキャリアデザイン研修、ワークライフバランス研修及びハラスメント研修のカリキュラムの一部に男女共同参画の視点を取り入れ実施した。 11月に、これまでの男女共同参画施策の変遷と社会全体や男女間の意識の変化についての研修会を実施し、職員の男女共同参画意識の向上を図った。職員だけでなく、指定管理者等にも参加を促し情報を共有した。また、男女共同参画推進本部研究委員等が、国立女性教育会館で開催された男女共同参画推進フォーラムに参加、特別講演「日本国憲法に女性の権利を～母ベアテ・シロタ・ゴードンの願い～」を傾聴し、意識の向上を図った。	C A	男女共同参画に特化した単独での研修ではなかったため。 出席者アンケートから、研修会により職員の意識向上につながったと判断できる。
め施策の推進の備	90	施策推進のための交流の場について検討します			企画政策課	女性を対象とした相談業務の周知に努めるとともに、市民や団体との交流の場やネットワークについて引き続き検討をする。	女性の生き方相談については、広報やホームページ、シティーセールスツイッターでの情報提供に加え、周知カードを市内公共施設等へ設置し、周知を図った。男女共同参画の啓発講座をNPO法人と協働で多数開催し、様々な市民との交流を図ることができた。男女共同参画の啓発を目的とする情報紙の発行にあたり、取材や編集等を通じて市民との交流が図れた。	A	相談業務を実施するとともに、相談窓口の存在が浸透するよう周知を図った。NPO法人と協働して啓発講座を開催できた。市民と協働して情報紙づくりを行うことができた。
市民・団体・事業者との連携	91	国の「広報ガイドライン」の活用を図ります			企画政策課	国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の活用を図る。	講座のチラシ等の作成にあたり、内閣府が発行した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を活用し、性別に偏った表現とならないよう配慮した。職員に向けても、推進本部研究会で手引きを配布し、業務に生かすよう啓発を行った。	A	随時、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の活用を図り、男女共同参画の視点に配慮している。
	92	市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携を図ります			企画政策課	男女共同参画啓発事業を民間団体に委託し、協働して実施する。また、他自治体と連携を図る。	男女共同参画啓発や相談業務をNPO法人に委託し協働で実施した。また他自治体の講座情報をホームページやシティーセールスツイッターで周知したほか、月1回程度開催された地域推進員会議に出席し、他市の職員や市民の方と情報交換を行った。	A	NPO法人との協働や他自治体との連携に努め、意見や情報の交換を行いながら事業等を実施することができた。
プランの管理	93	男女共同参画の推進状況を検証します	男女共同参画の推進状況を検証	各年度終了後	企画政策課	年度終了後に、事業の推進状況の検証を行う。	年度終了後に事業の推進状況の検証を実施した。	A	次年度の目標等及び次期プランの策定に反映させるため、進捗状況の検証を行った。